

2022年12月

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

「特定口座年間取引報告書」の一部郵送廃止について

日頃より千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当行では、投資信託ならびに公共債のお取引にて、特定口座を開設しているお客さまに「特定口座年間取引報告書」を送付させていただいておりますが、年間でお取引がない(※)お客さまにおかれましては、2023年1月(12月末作成基準)より郵送を廃止することといたしましたのでお知らせいたします。

また、年間でお取引がない状況で特定口座を閉鎖した際も合わせて郵送を廃止させていただきます。

なお、取引なしの場合の「特定口座年間取引報告書」の郵送廃止は租税特別措置法第37条の11の3第8項に基づく取扱いであり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、取引店までお問い合わせください。

(※)取引とは「特定口座での譲渡・配当等の受入れ」となります。

- ・取引が報告対象期間に発生しなかった場合、「特定口座年間取引報告書」を郵送いたしません。
- ・取引が報告対象期間に発生した場合、従来通り「特定口座年間取引報告書」を郵送いたします。

今後とも千葉興業銀行をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 廃止時期
2023年1月(12月末作成基準)より郵送廃止
2. 郵送を廃止するご案内書類

ご案内書類の名称	従来郵送時期	廃止対象となるケース
特定口座年間取引報告書 (取引なしの場合)	翌年1月中旬	1月1日から12月31日までの年間で取引がなかった場合
	閉鎖月の翌月上旬	1月1日から特定口座閉鎖日までの間に取引がなかった場合

3. 今後のご対応について
上記の通り、郵送につきましては廃止させていただきますが、これまで通り「特定口座年間取引報告書」が必要となるお客様におかれましては、最寄りのお取引店にご相談下さい。

以上